第三十二条第二項中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　関税率表第一一〇八・一二号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、関税率表第一一〇八・一三号に掲げるばれいしょでん粉、関税率表第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉及び関税率表第一一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの

第三十二条第二項第二号中「関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの」を「関税割当チーズ」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカード（いずれも乾燥固形分が全重量の四十八パーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）、関税割当チーズ及びクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであつて、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうちに占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（ＣＯＤＥＸ　ＳＴＡＮＤＡＲＤ　二百七十五―千九百七十三）に定める最小含有率を超えるものに限る。）を除く。）のうちシュレッドチーズの原料として使用するもの

第三十二条第二項第一号中「（昭和三十六年政令第百五十三号）」を削り、「以内のもの」の下に「（次号及び第六号において「関税割当チーズ」という。）」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げるミルク及びクリーム（いずれも独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（次号及び第三号並びに別表第一の二十六の項において「機構輸入品」という。）を除く。）のうちチョコレートの原料として使用するもの

二　関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの（次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。）、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び別表第一の二十六の項において「関税割当調製粉乳用ホエイ」という。）並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。）のうち青色であると認められるものであつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

三　関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。）並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳用ホエイ以外のものであつて、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの

第三十三条第一項第三号中「同条第二項第一号及び第二号」を「同条第二項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項第三号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改め、同条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号」に、「同項第七号」を「同条第一項第七号」に改め、同条第四項中「第二号、第四号若しくは第五号」を「第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号」に改め、同条第七項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第二項第二号」を加え、同条第十一項第一号中「第九項の」を「同項の」に改め、同条第十二項中「前条第一項第九号」の下に「又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号」を加え、同条第十六項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改める。

第六章の二の章名中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　賦課決定の請求の手続

第三十七条の二　法第十二条の三第一項の規定による決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した賦課決定請求書を税関長に提出しなければならない。

一　当該決定の請求に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号又は関税法第八条第四項（賦課決定）の賦課決定通知書若しくは同法第九条の三第二項（納税の告知）の納税告知書の発出の年月日及び番号（同法第八条第四項ただし書又は第九条の三第二項ただし書の規定により税関職員が口頭で決定の通知又は納税の告知をした場合を除く。）

二　当該決定の請求に係る貨物の記号、番号、品名、数量及び価格

三　当該決定の請求をする理由

四　その他参考となるべき事項

2　前項の場合において、当該決定の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、これを同項の賦課決定請求書に添付するとともに、当該決定の請求に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は関税法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際に提出すべきものとされている書類に記載した事項のうちに当該決定の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一	オーストラリア協定	関税率表第〇二・〇一項に掲げる物品
二	オーストラリア協定	関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品
三	環太平洋協定	関税率表第〇二・〇一項、第〇二・〇二項、第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる物品
四	環太平洋協定	関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の㈡及び第〇二〇六・四九号の二の㈡に掲げる物品（以下この表において「豚肉」という。）であつて、アメリカ合衆国を原産地とするもの（環太平洋協定がアメリカ合衆国について効力を生ずる日（十五の項において「アメリカ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）